

料金後納

ゆうメール

2024. 9月号  
Vol. 81

 おき保

9月

# ほっとポット



お早めにご開封ください。ぜひ保育施設の皆様でご覧下さい♪

## 沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

T E L: 098-857-4001

FAX: 098-857-4007

開所時間: 月～金曜日 9:00～18:00 定休日: 土・日・祝祭日

HP: <https://okihoiku.com>

離きますます!  
保育のお仕事。



# はいたい(はいさい) ぐすーよーちゅーうがなびら



まだまだ暑い日が続きますが、保育施設の皆さんは  
いかがお過ごしでしょうか。  
9月は敬老の日、お月見など楽しいイベントがありますね。  
皆で体調万全に過ごしていきましょう♪  
それでは、9月号のほっとポットをお届けします♪



## もくじ

1. ご案内 「 社労士チーム連携によるフォローアップ事業 」
2. ご案内 「 社労士による相談ブース 」
3. 教えて善平先生！ 「 育児介護休業法の改正 」
4. ご案内 「 中小企業診断士による相談支援業務 」
5. ご案内 「 適正有料職業紹介事業者認定制度 」 その他



## 1. ご案内 「 社労士チーム連携によるフォローアップ事業 」



労働環境に関するお悩みを  
社会保険労務士に相談しませんか？



相  
談  
無  
料

- ① 保育施設へ訪問いたします。  
※原則 3 回利用できます♪



- ② お申込後に日程調整いたします

施設訪問以外は、以下①②の方法からもお選びいただけます。

- ① 当センターにてご相談

(沖縄産業支援センター内に  
ある当センターへお越し  
いただきます。)

- ② リモートにてご相談



／ 詳細は同封しておりますのでご確認ください♪ お問合せお待ちしております ☎ ／



## 2.労働環境改善支援事業から～相談ブースのご案内～

令和6年度 相談ブースのご案内

### 社会保険労務士・産業カウンセラーによる相談支援事業

園長先生へ！

労働環境に関するお悩みを相談しませんか？

相談  
無料



相談ブースのご案内！

※ 事前予約制です

(相談ブース:火曜日 14時-17時)

アドバイス等の相談支援！！



令和4年度よりセンター内に相談ブースを設置し  
“施設長” “保育士” の相談対応に努めています

相談内容により

- ① 改善策の提案 ② 環境整備の推進 ③ 取り組みのフォローアップ
- ④ 求人相談・求職相談(就労支援事業へ繋ぐ) など、  
職場環境の改善策をアドバイス(相談対応)



相談対応の流れ

専門機関 ・ 労働基準監督署 ・ 沖縄働き方改革推進支援センター  
・ 沖縄県女性就業・労働相談センターなど内容に対応した機関へ案内

センターに電話・来所

保育施設

保育士

・センター職員で対応  
・県・市町村担当者との連携

・相談ブースへ案内  
・専門機関へ案内  
(内容により対応)

★ 保育施設で生じる課題をスムーズに解決するためのサポート ★

☆ 申込書同封  
しています ☆

私達が対応します



相談対応

1 or 2 or 3  
センター来所 Zoom 電話 訪問



毎月3回 : 9ヶ月(随時受付) (※火曜日:14時~17時)

担当社労士 6月~8月(済)

池田和美氏: 9/3(火) (済) ・ 10/1(火) ・ 11/12(火) ・ 12/3(火) ・ 1/14(火) ・ 2/4(火)  
平田勇次氏: 9/10(火) (済) ・ 10/8(火) ・ 11/19(火) ・ 12/10(火) ・ 1/21(火) ・ 2/18(火)  
善平克恵氏: 9/17(火) ・ 10/22(火) ・ 11/26(火) ・ 12/17(火) ・ 1/28(火) ・ 2/25(火)



★ 申込 ⇒ FAX or 電話 or メール で受付致します 労働環境改善事業: 城間・與那覇 ★



比嘉園長が善平社労士に、「育児介護休業法の改正」について相談しています。



比嘉園長

来年の4月から育児介護休業法が改正されると聞きました。  
どういったことが改正されたのですか？

令和7年4月1日からの改正は、“育児に関する改正”、“介護に関する改正”がそれぞれ5つあります。

育児に関する改正の1つに「子の看護休暇の見直し」があります。



善平社労士



比嘉園長

今は、小学校に入学する前までの子を対象にしている休暇ですか？

次の3つが改正になります。

①対象となる子の年齢 ②取得事由 ③労使協定で対象外とすることができる労働者  
あと、名称も「子の看護等休暇」に変更になります。

はい!



善平社労士



比嘉園長

名称も変わるのですね。具体的にはどう変わるのですか？

現行では、小学校就学始期までの子とされていますが、  
4月からは「7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」  
ということで小学校3年生までに拡大されます。



善平社労士



比嘉園長

小学校低学年までは、急な病気やケガも多いので、これまで年休を利用して  
いたのですが、子の看護等休暇が利用できるのは良いですね。

また、これまで、子の看護休暇を取得できるのは、  
“病気やケガをした子の世話”のほか、  
“予防接種または健康診断を付き添いの為”とされていましたが、次の2つも休暇  
取得できるようになります。

- ①感染症に伴う学級閉鎖等に伴う子の世話
- ②子の入園式、卒園式及び入学式



善平社労士

年次有給休暇が無い場合は、欠勤で入学式に参加している職員もいたので、行事参加に利用できる改正は職員も喜ぶと思います。



比嘉園長

最後の【労使協定の終結により対象外とすることができる労働者】の改正は  
どういったことですか？

うちの園でも労使協定は締結しています。

※次のページの「表1」をご覧ください。

現行の、制度利用の対象外とする労働者に、労使協定には、

- ①継続して雇用された期間が6ヶ月未満の労働者
- ②週の所定労働日数が2日以下の労働者
- ③業務の性質もしくは業務の実施体制に照らして、厚生労働省令で定める1日未満の単位で休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（時間単位の取得についてのみ）は、制度利用の対象外となっていると思いますが、改正後は、①が撤廃されます。



善平社労士



比嘉園長

採用されて半年を待たずに、子の看護等休暇が取得できるということですね。

他にも、所定が労働時間の制限の対象となる子の範囲が拡大されます。

- 現行では3歳に満たない子ですが、改正後は、小学校就学の始期に達するまでの子となります。
- また、現行では、1,000人超の企業に対して毎年少なくとも1回、男性労働者の育児休業等の取得割合又は育児休業等と育児目的休暇の取得割合を公表することを義務付けていますが、改正後は、300人超の企業に義務付けられます。

はい！



善平社労士



比嘉園長

いろいろと改正されますね。今回は、現行の改正だけですか？

次のページへ



労使協定で適用除外とされた育児短時間勤務労働者に対して、  
代替措置を講じることが義務付けられていますが、  
育児短時間勤務の代替措置に在宅勤務等が追加されます。

在宅勤務については、現行の小学校就学始期に達するまでの子を養育する  
労働者に関しては、

育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けることや  
子の年齢等に応じて、育児休業に関する制度やフレックスタイム制度等の一定の措置のうち  
必要なものを講じることが努力義務になっています、

3歳に達するまでの子を養育する労働者に対する措置として在宅等勤務が追加されます。



善平社労士



比嘉園長

就業規則や育児介護休業規程等の改定が必要ですね。  
顧問社労士と相談していきたいと思います。



詳細を同封していますので、ご覧ください♪



はい!

表1

#### ④ 子の看護休暇が見直されます

施行日：令和7年4月1日

##### 改正前

【名称】

- 「子の看護休暇」

【対象となる子の範囲】

- 小学校就学の始期に達するまで

【取得事由】

- 病気・けが
- 予防接種・健康診断

【労使協定の締結により除外できる労働者】

- (1) 引き続き雇用された期間が6か月未満
- (2) 週の所定労働日数が2日以下



##### 改正後

【名称】

- 「子の看護等休暇」

【対象となる子の範囲】

- 小学校3年生修了までに**延長**

【取得事由】（※詳細は省令）

- 感染症に伴う学級閉鎖等
- 入園(入学)式、卒園式 **を追加**

【労使協定の締結により除外できる労働者】

- (1) を撤廃し、(2)のみに  
(週の所定労働日数が2日以下)

(引用：厚生労働省リーフレット)

## 4. 中小企業診断士による相談支援業務のお知らせです!

令和6年度沖縄県保育士確保対策強化事業／沖縄県保育士・保育所総合支援センター

保育士確保や求人方法についてお困りごとはありませんか?

求人を出しても、  
反応がない…



運営面や経営面に  
不安がある…



希望する保育人材  
の確保が難しい…



中小企業診断士による**無料**の相談支援を行います!

ご利用の流れ

STEP

1

沖縄県保育士・保育所総合支援センターにご連絡ください!

Tel: **098-857-4001** E-mail: [kakinohana@okinawa-gakudo.jp](mailto:kakinohana@okinawa-gakudo.jp)

STEP

2

**事前調整(ヒアリング)を行います!**

中小企業診断士にご相談したい内容についてお話を伺います。  
お話を伺いながら、ニーズや状況の整理を行い、相談ブースの日程調整を行います。

STEP

3

**課題解決に向けた相談支援を行います!** [来所・リモート・お電話]

沖縄県保育士・保育所総合支援センター内に設置している相談ブースにお越しいただき、  
中小企業診断士による相談支援を行います(月2回14時~17時で設置します)。  
ZOOMを活用したリモートやお電話での相談にも対応いたします。

STEP

4

**専門家派遣(フォローアップ)支援も実施します!**

中小企業診断士が保育施設を訪問し、  
課題解決に向けたアドバイスとフォローアップを行います。

※今年度は10施設が対象となります。 ※1施設当たり3回の訪問を予定しています。

申込  
方法

1 Fax : 同封している申込書をご活用ください!

2 Web: 右記のQRコードを読み込んでください!



## 5. ご案内 「適正な有料職業紹介事業者認定制度」



厚生労働省より

「医療・介護・保育分野における適正な  
有料職業紹介事業者の認定制度」について  
案内がありますので、是非ご覧ください♪

厚生労働省

医療 介護 保育 適正認定



### 【同封しています】動画配信研修会のご案内♪



- ◆ テーマ:「子どもの育ちと保育の環境」  
講師:羽地知香氏
- ◆ 配信日:10月25日(金)~11月29日(金)
- ◆ お申込み方法:QRコード

**申込〆切 10月21日(月)**

参加費  
無料

### 【同封しています】其他のご案内♪



- ✓ 令和6年度 65歳超雇用推進助成金
- ✓ キャリアアップ助成金のご案内
- ✓ 育児・介護休業法、次世代子育て支援対策推進法改正ポイントのご案内

【メールアドレス】

ほっとポットに関して ⇒ [hot.okihoiku@gmail.com](mailto:hot.okihoiku@gmail.com)  
求人に関して ⇒ [atm.okihoiku@gmail.com](mailto:atm.okihoiku@gmail.com)

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

Tel 098-857-4001 Fax 098-857-4007

URL <http://okihoiku.com> (担当:與那覇 城間)

